今後は、**まちづくりルールの提案書案**のとりまとめを行っていきます。

その後、地区の皆さまを対象に「**まちづくり報告会**」を開催し、提案書案の内容を ご報告させていただく予定です。

令和6年度 令和5年度 令和6年2月頃 令和6年3月以降 令和5年12月頃 協議会 地区住民 協議会 第20回 まちづくりルールの 第21回 まちづくりルールの 提案書案に関する まちづくりルールの 提案書案の作成 まちづくり報告会 提案書の最終確認

# 川口市からのお知らせ

本地区では、災害時に「火災の延焼を防ぐ」「円滑に消防活動ができる」ことを目的に、主要区画道路の整備に向けた調査を進めています。

令和5年度は、主に優先整備路線の沿道 権利者のみなさまへのヒアリング調査を行 い、道路説明会を実施します。併せて、測 量調査も実施していきます。

対象のみなさまにおかれましては、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



## 道路整備に関する流れ(予定)



【お問い合わせ先】

川口市 都市整備部 再開発課(鳩ヶ谷庁舎2階)

TEL: 048-280-1220 (直通) FAX: 048-285-2002

桜町のまちづくりの記録を 市のホームページで紹介しています!

桜町まちづくり



桜町3・4丁目及び周辺地区

No. 24

# まちづくりニュース



発 行: 桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会 川口市 都市整備部 再開発課 編集協力:(株)地域計画連合

# まちづくりルールのとりまとめに向けて 検討を進めています!

桜町3・4丁目及び周辺地区では、「緑豊かで住民が集え、安全・安心に暮らし続けられるまち」を目標に、地区の課題である密集市街地の改善に向けた検討を行っています。

現在、まちづくり協議会では、**まちづくりルールの提案書案**のとりまとめに向けて、ルールの詳細な検討を行っています。今後は、地区の皆さまを対象にした『まちづくり報告会』を開催し、提案書案に関するご報告をさせていただく予定です。

# 第19回まちづくり協議会を開催しました!

日 時 令和5年9月9日(土) 10:00~11:30

場 所 ふれあいプラザさくら 参加人数 11名





# 【開催内容】

- 1. 前回の振り返り
- 2. 桜町3丁目自治会回覧アンケートの結果報告

まちづくり協議会活動の認知度についてのアンケート調査を桜町3丁目自治会にご協力いただきました。 集計結果を川口市ホームページで公開していますので、 ご確認ください。

- 3. まちづくりルールについて
- ①「建物の隣棟間隔」に関するルール
- ②「危険なブロック塀」に関するルール

令和4年度に実施したアンケート調査で意見が分かれた 「建物の隣棟間隔」に関するルールと、「危険なプロック塀」に関するルールの詳細について意見交換をしました。詳細は中面をご確認ください。

4. 今後の予定

Δ

-

# 第19回まちづくり協議会の開催結果をご報告します!

### 「建物の隣棟間隔」に関するルール

### これまでの協議会案

### ルールの目的

- ●災害時の延焼を抑制する。
- ●風通しが良く、日照を得るための空 間を創出する。
- ●プライバシーを確保し、防犯性を向 上させる。

#### 協議会案

『建築物の外壁又はこれに代わる柱の 面から隣地境界線までの距離は O.6m 以上でなければならない。』



### 『建築物』に該当するもの

『建築物』とは、「土地に定着する工作物の うち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの」 と建築基準法に定められています。

例)物置、自動車車庫



### 令和4年度のアンケート調査

●「物置・白動車車庫等」が住宅等に附属 する場合も制限の対象とすべきか。



### 集計結果

36.7%

45.8%

17.5%

■無回答/無効回答

■ A. 制限の対象から除く■ B. 制限の対象とする

上記のとおり、回答が分かれました。

●物置・自動車車庫の設置状況の調査結果

まちづくりルールの対象範囲



- 隣地境界との間に 50cm 程度の空間があるもの
- ●物置 計 24 箇所中 3 箇所
- ●自動車車庫 計91箇所中 4箇所
- ※調査範囲内の自動車車庫の多くは、屋根・柱のみで 構成されるものでした。

### ●協議会での主なご意見

- 屋根と柱のみの自動車車庫の場合、隣地との空間 が無くても災害時に通り抜けが可能だが、物置は 空間が塞がれて通れない。自動車車庫と物置の取 り扱いは分けて考えるべき。
- 災害時の避難路の確保を目的に加えるべきではな いか。

# 見直しました!

新たな協議会案

### ルールの目的

- ●災害時の延焼を抑制する。
- ●風通しが良く、日照を得るための 空間を創出する。
- ●プライバシーを確保し、防犯性を 向上させる。
- ●災害時の避難路を確保する。

### 協議会案

『建築物の外壁又はこれに代わる柱 の面から隣地境界線までの距離は 0.6m 以上でなければならない。

ただし、住宅等に附属する場合の屋 根・柱のみで構成される自動車車庫 及び自転車駐輪場を除く。』



# 「危険なブロック塀」に関するルール

### これまでの協議会案

#### ルールの目的

●災害時に背の高いブロック塀の倒壊 による人的被害や、避難路の閉塞を 防ぐ。

### 協議会案

『道路に面する側にかき又はさくを設け る場合は、防犯・防災や交通安全、景 観に配慮した構造とし、次のいずれか に該当するものとする。

(1) 生垣

(2) フェンス、鉄柵等、**透視可能な** ものでつくられたもので、か つ、敷地地盤面からの高さは 1.5m 以下とする。(基礎の高さは 0.6m 以下とする。)]

## 令和4年度のアンケート調査

「透視可能なもの」では プライバシー的に問題が ある、プライバシーが守 られない、などのご意見 がありました。



### ●協議会での主なご意見

- 「透視可能なもの」とはどの程度の 透過率のものを指すのか。
- ⇒川口市では、透過率 50%以上のフェンスを 目安としている。

見通しが良いことで防犯上有効とされてい

- ・防犯について理解はできるが、やはり人目が 気になる。車や人通りが多い道路沿いにある 住宅はカーテンを閉め切ることになってしま うのではないか。
- プライバシーと防犯のどちらを優先するかは 自分たちで考え、倒壊による人的被害を防ぐ ために「軽量な」と規定してはどうか。

# 見直しました!

### 新たな協議会案

# ルールの目的

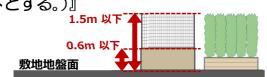
●災害時に背の高いブロック塀の倒壊による人的被害 や、避難路の閉塞を防ぐ。

## 協議会案

『道路に面する側にかき又はさくを設ける場合は、防犯・ 防災や交通安全、景観に配慮した構造とし、次のいずれか に該当するものとする。

(1) 牛垣

(2) 軽量なフェンス、鉄柵等でつくられたものかつ、敷 地地盤面からの高さは 1.5m 以下とする。(基礎の高 さは 0.6m 以下とする。)』



2